

子育て支援に係る各種制度について【教育委員会版】

時期	妊娠	産前8週	出産	産後8週	1歳	1歳6月	3歳	小学校就学	中学校卒業	備考
休暇・給与制度	<ul style="list-style-type: none"> 不妊治療のための病気休暇を取得可能 (男 女) 不妊治療のための特別休暇 (有給, 6日以内) (男 女) 	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦の通勤緩和 (有給, 1時間/日) (女) 妊娠障害休暇 (有給, 14日以内) (女) 妊娠中の休憩 (有給) (女) 	<ul style="list-style-type: none"> 保健指導又は健康診査 (有給, 1回につき必要と認められる時間 回数 は 時期により異なる) (女) 	<ul style="list-style-type: none"> 男性の育児参加休暇 (有給, 5日以内) ※1 (男) ※2 妻の出産休暇 (有給, 3日以内) (男) 	<ul style="list-style-type: none"> 産前産後休暇 (有給, 多胎は産前14週) (女) 共済、互助会の掛金免除※3 	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業 ※4 (無給) (男 女) 育児休業手当金 ※5 (男 女) 共済、互助会の掛金免除※6 	<ul style="list-style-type: none"> 部分休業 (給料減額, 2時間以内/日) ※7 (男 女) 	<ul style="list-style-type: none"> 育児時間 (有給, 2回各45分以内/日) (男 女) 子の看護休暇 ※8 (有給, 子1人につき5日以内, 上限10日) (男 女) 時間外勤務の免除 (要 請求) (男 女) 深夜勤務・時間外勤務の制限 (要請求 24時間/月、150時間/年以) (男 女) 育児短時間勤務 ※7 ※9 (給料減額、勤務形態4種類) (男 女) 	<ul style="list-style-type: none"> 3年生 	<ul style="list-style-type: none"> ※1：出産に係る子・小学校就学前の上の子の養育、5日の範囲内 (多胎は産前14週) ※2：妻が出産のために入院する等の日から出産の日後2週間以内 ※3：出産の日以前42日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで。 ※4：産後パパ育休。再度の育休取得可能。 ※5：1歳に達する前日まで (1歳半まで延長も有) ※6：育児休業開始月から、終了する日の翌日が属する月の前月まで。 ※7：3歳未満の子を養育している場合は、申出により3歳未満養育特例あり。 ※8：中学校卒業までの子 ※9：4時間以内勤務日の育児時間は、1日1回45分以内。
	<p>出産費 出産手当金 など</p> <p>給付関係は、申請が必要です!</p>									
	<p>1歳までは、育児休業手当金と掛金免除により、実質、収入は確保されます(8割程度)。</p>									
	<p>子育て部分休暇 (給料減額、2時間以内/日、小学校3年生まで)</p>									
	<p>(注意!) 配偶者や子の養育状況により適用が異なる場合があります</p>									
	<p>男性職員は、妻の産後期間中も各種制度を利用できます</p>									